

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		土砂等のたい積の許可の取消し
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課環境保全係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市土砂等のたい積の規制に関する条例第10条
処 分 基 準	関 係 条 項	特になし
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 理由 条例制定後、該当する違反事例がなく、手続きにどのくらいの時間が掛かるかが不明であることから、基準の設定が困難であるため
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)